



平成 20 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 ニ ス カ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 守  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 6 4 1 5 )  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 小 宮 山 章  
( T E L 0 5 5 6 — ( 2 2 ) — 6 6 0 0 )

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 1 日開催の当社取締役会において、キヤノンファインテック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記の通りこれに賛同する意見を表明し、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の当該取締役会決議は、本公開買付けが成立した場合において、公開買付者が当社を完全子会社化する予定であること、及び、ジャスダック証券取引所に上場されている当社株券の上場が廃止される予定であることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要（平成 20 年 2 月 1 日現在）

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| (1) 商 号                               | キヤノンファインテック株式会社   |
| (2) 主な事業内容                            | デジタル複合機・レーザビームプリンタ、事務機周辺機器、カラーカード・ラベルプリンタ、大判プリンタ、カートリッジ、化成品等の製造及び販売 |
| (3) 設立年月日                             | 1953 年 12 月 14 日  |
| (4) 本店所在地                             | 茨城県常総市坂手町 5540 番 11 号   |
| (5) 代 表 者                             | 代表取締役社長 相馬 郁夫   |
| (6) 資本金の額                             | 3,451,396,000 円   |
| (7) 大株主構成および持株比率（平成 19 年 12 月 31 日現在） |   |

キヤノン株式会社：	57.79%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）：	2.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）：	1.77%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー：	1.57%

キヤノンファインテック社員持株会：	1.17%
第一生命保険相互会社：	1.13%
株式会社三井住友銀行：	0.88%
株式会社みずほ銀行：	0.85%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン	
エス エル オムニバス アカウト：	0.83%
アールビーシー デクシア インベスター サービス バンク アカ	
ウント ディーユービー ノン レジデント ドメスティック：	0.71%

(8) 公開買付者と当社との関係等

資本関係： 公開買付者は、当社の発行済株式総数の 51.0%の株式（5,236,000 株）を保有しております（平成 19 年 12 月 31 日現在）。

人的関係： 当社監査役の藤嶋稔氏及び吉田徳昭氏は、公開買付者の従業員を兼務しております。また、当社の顧問である和気安秋氏は、公開買付者の取締役を兼務しております。なお、本公開買付けの成否にかかわらず、当社は、和気安秋氏を当社の取締役に選任する議案を、平成 20 年 3 月に開催する予定の当社の定時株主総会に付議する予定であり、和気安秋氏は平成 20 年 3 月に開催する予定の公開買付者の定時株主総会の終結の時をもって公開買付者の取締役を任期満了により退任する予定です。

取引関係： 公開買付者は、当社より、当社製品の仕入れを行っております。

関連当事者への該当状況：

公開買付者は、当社の親会社に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容および理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 20 年 2 月 1 日開催の当社取締役会において、取締役 8 名全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明し、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧める旨決議致しました。

藤嶋稔氏及び吉田徳昭氏を除く当社の全ての監査役は、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することにつき、特に異議はない旨意見を述べております。なお、公開買付者の従業員を兼務する社外監査役の藤嶋稔氏及び吉田徳昭氏は、当社と公開買付者の利益相反を回避する観点から、当社取締役会の審議及び決議にあたって意見を述べることを差し控えております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社が、本公開買付けの実施につき、前記(1)記載の意見を表明する旨決議をした根拠及び理由等は、以下のとおりです。

a 本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、公開買付者より、公開買付者グループの更なる経営資源を当社に投下し、当社の強固な開発力、生産革新によるローコストオペレーションと公開買付者の経営リソースを有機的に融合することで事務機周辺機器業界を主導していくため、当社を完全子会社とすること等を目的として本公開買付けを実施する旨、申し入れを受けました。また、公開買付者からは、本公開買付けにおける買付け等の価格を、1株あたり金 2,010 円（この価格は、ジャスダック証券取引所における当社株式の、平成 20 年 1 月 31 日までの過去 1 ヶ月間における当社株式に係る終値の平均値 865 円（小数点以下四捨五入）に対して約 132.37%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去 3 ヶ月間における当社株式に係る終値の平均値 926 円（小数点以下四捨五入）に対して約 117.06%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた金額に相当します。）とする旨の提示がございました。この申し入れを受けて、当社代表取締役は、当社が公開買付者の子会社であること等に鑑み、本公開買付けに関する意見にかかる意思決定の過程において利益相反が生じることを回避し、専門的知見を取り入れた上で本買付け等の価格の妥当性等を公平且つ公正に判断するため、当社及び公開買付者から独立した第三者機関であるデロイトトーマツ FAS 株式会社に対して当社株式価値の算定を依頼致しました。そして、これを受けてデロイトトーマツ FAS 株式会社から受領した「株式価値算定報告書」を参考に、当社株式の価値と比較して、本買付け等の価格は合理性を有する評価額であると判断いたしました。更に、当社取締役会は、当社が公開買付者の子会社であること等に鑑み、本公開買付けに関する意見にかかる意思決定の過程において利益相反が生じることを回避し、当社一般株主の利益を保護すべく、代表取締役が提出した本公開買付けに対する賛同意見表明の議案を慎重に審議する目的で、当社取締役会の諮問機関として、外部専門家（奥村雅史氏（早稲田大学教授）、坂上信一郎氏（公認会計士）及び内藤加代子氏（弁護士））計 3 名から成る独立評価委員会を設置し、①本公開買付けに対する意見表明にあたって当社取締役会及び代表取締役が公開買付者以外の株主の立場から交渉・検討したといえるか、②当社取締役会が当社株主に対して本公開買付けに応じることを勧めることは、買付価格および株式市場の状況等に照らして合理的な判断といえるかについて諮問しました。独立評価委員会は、当社代表取締役がデロイトトーマツ FAS 株式会社から提出を受けた上記の当社株式価値の算定結果や、公開買付者との交渉経過に関する報告、及び当社から独立したビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）から当社取締役会及び代表取締役が意見表明にあたって受

けた助言の内容等、当社が提供した諸々の資料を検討し、それらの資料に含まれる情報が正確かつ完全であり、また当該情報以外の本買付け等の価格の算定に重大な影響を与える事項が存在しないこと等を前提として審理した結果、①本公開買付けに対する意見表明にあたって当社取締役会及び代表取締役は公開買付者以外の株主の立場から交渉・検討したと認められる、②当社取締役会が当社株主に対して本公開買付けに応じることを勧めることは、買付価格および株式市場の状況等に照らして合理的な判断と認められる旨を当社取締役会に回答しました。

これらの結果を受けて、当社は、平成20年2月1日開催の取締役会において、上記外部専門家による当社の株式価値の分析結果を参考としつつ、独立評価委員会の意見を最大限尊重し、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性を含む本公開買付けに関する諸条件について、当社及び公開買付者の財務状況、事業上のシナジー、当社株主の利益保護、当社の株価の推移等、様々な観点から慎重に検討し、本公開買付けに対する意見の内容を全員一致で決議致しました。

b 本公開買付けに対する意見の理由

公開買付者は、主に事務機器の本体であるMFP（マルチファンクションプリンタ）及び事務機周辺機器の自主開発・設計・製造に従事しており、当該事業の確固たる基盤を確立すべく、明確な事業ドメインの展開、拠点再編などの重点施策に着実に取り組んでおります。また、中期連結経営構想の中では、平成22年に連結売上高2,200億円、連結経常利益率8.2%を達成することを経営目標として掲げており、自主開発製品の「ものづくり会社」として、新たな企業価値の創造をめざしております。

他方、当社は、昭和35年に光学計測機器の生産を目的として設立後、昭和53年には複写機周辺機器の生産を開始し、現在事務機周辺機器の開発・製造に従事しております。その後、平成2年に社団法人日本証券業協会に株式を店頭登録した後、平成16年には株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場し、現在に至っております。公開買付者は、当社につき、平成9年に28%の出資を行い関連会社とし、更に平成12年に23%の追加出資を行い連結子会社と致しました。当社を含む公開買付者グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）が市場での競争力を維持するためには、グループ各社の自主事業率（自主開発・生産製品の比率）を高度な水準に保ち、差別化技術に裏打ちされた、高い品質基準と強力な競争力を備えた製品群の開発・設計・製造を進めることが不可欠であると考えられます。そして、市場環境が変化する中で、更なる競争力を維持していくためには、特に当社を含め、公開買付者グループに属する各社が、現状を維持するのではなく、相互に連携を強化し、各社の有するリソースをより一層効率的に活用することが必要となります。かかる観点から、公開買付者グループは、生産面において公開買付者グループの生産資源の集中化と生産地の最適化を推進することを目的として、中国の華南・華東地区の生産拠点の再編成を進めており、特に華

南地区では、平成 19 年 7 月に事務機周辺機器を生産する公開買付者の子会社の株式の 51%を当社に譲渡し、事業基盤の一層の強化を図って参りました。更に、平成 20 年第 4 四半期に事務機周辺機器の中国華南生産拠点の集約化を図ることを予定しております。

事務機周辺機器の市場環境は、事務機本体メーカーによる周辺機器の自主開発・生産の開始、事務機器の低価格化に伴う周辺機器の利益率の低下、POD 機種への周辺機器開発・生産投資の巨額化などにより大きく変動しており、公開買付者グループの収益の柱であります事務機周辺機器の将来は予断を許さないものとなっております。そこで、公開買付者グループは、前記の平成 22 年の目標達成に向け、事務機周辺機器事業の再構築を最大の課題と位置づけ、事務機事業の一層の拡大に向けて、より強固な事業基盤を確立するために、MFP は公開買付者に、事務機周辺機器は当社にと、事業ドメインを明確にすることで、経営資源の有効活用による、開発設計の強化と差別化製品創出の加速化を図り、事務機周辺機器の業界 No. 1 を目指しております。この目的を確実に実現するために、公開買付者は、収益の外部流出を回避して更なる経営資源を当社に投入し、連結経営の柔軟性及び効率性を追求できる当社との資本関係の見直しが必要と考え、当社の完全子会社化を決定致しました。そして、当社としましても、かかる厳しい市場環境に対処すると共に、公開買付者グループの経営戦略を勘案した上、当社が公開買付者の完全子会社となることで、株式の市場価格を意識して短期的な利益を追求するのではなく、中長期的な視点にたって、本源的な事業構造の改革や、大型の開発投資など、大規模な経営判断を迅速に行うことが可能となるメリットや、公開買付者から、従前に比べてより迅速に、適時適切なタイミングで大胆な経営資源の投入を受けることが可能となるメリットを享受することができ、これらのメリットを最大限に生かすことにより、当社の強固な開発力及び生産革新によるローコストオペレーションと公開買付者の経営リソースと有機的な融合を図っていくことが可能になると考えられることから、公開買付者と共に、事務機周辺機器業界を主導し、グループシナジーの最大化を図っていくことが、当社の企業価値の向上を実現させていくために最善であると判断致しました。

これに加え、当社が、デロイトトーマツ FAS 株式会社から提出を受けた当社株式価値の算定結果等に照らして、公開買付者から提示された買付価格は、当社株式の本源的価値、株式市場の状況、完全子会社となることによるシナジー効果の公正な分配という見地からみて公開買付者以外の株主にとって妥当なものといえると判断しました。更に、公開買付者は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社株主に対し、本公開買付けに応じるか否かを検討するために一般的に十分といえる検討期間を確保しております。

以上の理由から、当社は、平成 20 年 2 月 1 日開催の当社取締役会において、上記

aに記載した外部専門家による分析結果及び独立評価委員会の意見を勘案した上、本公開買付け及びその後の公開買付者による当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、本買付け等の価格は、当社の株主に対して、本公開買付け後に予定されている公開買付者による当社の完全子会社化によるシナジー等を勘案した上でも、妥当性を有する価格であり、且つ、本公開買付けは当社株主に対し当社株式の売却に関する十分な検討期間を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明し、また、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨決議すべきと判断した次第です。

c 本公開買付者との利益相反を回避するための措置

上記 a に記載したとおり、当社は、当社が既に本公開買付者の子会社であることから、当社と本公開買付者との間の利益相反を回避するため、本公開買付けに対する意見を表明するにあたり、第三者機関であるデロイトトーマツ FAS 株式会社に対して本買付け等の価格の算定を依頼し、同社の提出した「株式価値算定報告書」を十分に勘案する措置を採っております。更に、当社は、外部専門家から成る独立評価委員会を設置して、本公開買付けに対する意見表明にかかる交渉・検討のプロセスおよび賛同意見を表明することの合理性について諮問した上、この回答を最大限尊重して本公開買付けに対する意見を表明する措置を採っております。

また、上記(1)に記載したとおり、同じく当社と本公開買付者との間の利益相反を回避するため、公開買付者の従業員を兼務する社外監査役の藤嶋稔氏及び吉田徳昭氏は、当社取締役会の本公開買付けに対する意見表明に関し、意見を述べることを差し控えております。加えて、同じく当社と本公開買付者との間の利益相反を回避するため、当社取締役会は、当社の顧問であり、公開買付者の取締役を兼務している和気安秋氏から、本公開買付けに関連していかなる意見を求めることも差し控えております。

d 本公開買付け後の予定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者が当社株式を買付けた場合において、当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後に、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。以下「本株式交換」といいます。）により、当社の株主に対して当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、公開買付者は、本株式交換について、会社法第 784 条第 1 項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、当社における株主総会の決議を経ずに実施する可能性があります。

公開買付者は、当社の発行済株式の全てを取得する方法につき、関連法令につい

ての当局の見解、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法（以下、本株式交換と併せて、「本完全子会社化手続」といいます。）により、当社の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

本完全子会社化手続が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの株式又は金銭等の額を決定するに際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本買付け等の価格と同一の価格を基準にする予定です。もっとも、当社の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに公開買付者及び当社の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本買付け等の価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化手続に際して、当社の株主が法令の手続きに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化手続により当社の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願い致します。

なお、本公開買付けは、前述の手続きにおいて招集される可能性がある株主総会における当社の株主の皆様様の議決権の行使を勧誘するものではありません。

また、当社株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、前述の本完全子会社化手続により当社が公開買付者の完全子会社となることが予定されておりますので、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

以上の詳細につきましては、添付の平成20年2月1日付「上場子会社であるニスカ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を併せてご参照下さい。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。

添付資料： 平成20年2月1日付「上場子会社であるニスカ株式会社に対する公開買付け  
の開始に関するお知らせ」

以上

(添付書類)

平成 20 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名：キヤノンファインテック株式会社  
(コード：6421 東証第一部)  
代表者名：代表取締役社長 相馬 郁夫  
問合せ先：専務取締役 井上 裕司  
(TEL：048-949-2111)

## 上場子会社であるニスカ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 1 日開催の取締役会において、ニスカ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を、対象者を完全子会社化することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより対象者を完全子会社とすることを予定しております。本公開買付けにより、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合を含みますが、これに限られません。以下「本株式交換」といいます。）により、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、当社は、対象者の発行済株式の全てを取得する方法につき、関連法令についての当局の見解等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法（以下、本株式交換と併せて、「本完全子会社化手続」といいます。）を選択する可能性があります。

なお、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了時点で、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、本完全子会社化手続により対象者が当社の完全子会社となることが予定されておりますので、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 51.00%を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とした公開買付けを実施致します。

##### (2) 公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、主に事務機器の本体であるMFP（マルチファンクションプリンタ）及び事務機周辺機器の自主開発・設計・製造に従事しており、当該事業の確固たる基盤を確立すべく、明確な事業ドメインの展開、拠点再編などの重点施策に着実に取り組んでおります。また、中期連結経営構想の中では、平成 22 年に連結売上高 2,200 億円、連結経常利益率 8.2%を達成することを経営目標として掲げており、自主開発製品の『ものづくり会社』として、新たな企業価値の創造をめざしております。

対象者は、昭和35年に光学計測機器の生産を目的として設立後、昭和53年には複写機周辺機器の生産を開始し、現在事務機周辺機器の開発・製造に従事しております。対象者は平成2年に社団法人日本証券業協会に株式を店頭登録した後、平成16年にはジャスダック証券取引所に上場し、現在に至っております。当社は、対象者につき、平成9年に28%の出資を行い関連会社とし、更に平成12年に23%の追加出資を行い連結子会社と致しました。

対象者グループを含む当社グループにおいては、自主事業率（自主開発・生産製品の比率）80%以上の開発生産会社として、差別化技術に裏打ちされた高い品質基準と強力な競争力を備えた製品群の開発・設計・製造が不可欠であり、特に対象者グループとの連携のもとに、リソースの最適活用が求められております。生産面では、当社グループの生産資源の集中化と生産地の最適化を推進する観点から、中国の華南・華東地区の生産拠点の再編成を進めており、特に華南地区では、平成19年7月に事務機周辺機器を生産する当社の子会社の株式の51%を対象者に譲渡し、事業基盤の一層の強化を図ってまいりました。更に、平成20年第4四半期に事務機周辺機器の中国華南生産拠点の集約化を図ってまいります。

事務機周辺機器の市場環境は、事務機本体メーカーによる周辺機器の自主開発・生産の開始、事務機器の低価格化に伴う周辺機器の利益率の低下、POD機種への周辺機器開発・生産投資の巨額化などにより大きく変動しており、当社グループの収益の柱であります事務機周辺機器の将来は予断を許さないものとなっております。そこで、当社グループは、平成22年の目標達成に向け、事務機周辺機器事業の再構築を最大の課題とし、事務機事業の一層の拡大に向けて、より強固な事業基盤を確立するために、MF Pは当社に、事務機周辺機器は対象者にと、事業ドメインを明確にすることで、開発設計の強化と差別化製品の事業展開の加速化とを行うこととし、これにより、事務機周辺機器の業界No.1を目指してまいり所存です。このために、収益の外部流出を回避しつつ、更なる経営資源を対象者に投入し、連結経営の柔軟性及び効率性を追求するためにも、当社は、本公開買付けを通じて、対象者を完全子会社化することに決定致しました。今後、当社グループは、対象者の強固な開発力、生産革新によるローコストオペレーションと当社の経営リソースを有機的に融合することで、事務機周辺機器業界を主導していく所存であります。なお、本公開買付けの成否にかかわらず、対象者は、当社の現任の取締役でありかつ対象者の現任の顧問である和気安秋を対象者の取締役に選任する議案を、平成20年3月に開催する予定の対象者の定時株主総会に付議する予定であり、和気安秋は平成20年3月に開催する予定の当社の定時株主総会の終結の時をもって当社の取締役を任期満了により退任する予定です。対象者としても、平成20年2月1日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

### (3) 買付け等の価格等の公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社が対象者から受領した中期事業目標をもとに、当社としてさらに検討を加えたものに対して、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております（なお、当社は、第三者算定機関からの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。買付価格である1株当たり2,010円は、かかる野村証券による株式価値算定書を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を決定致しました。なお、本公開買付けにおける買付価格2,010円は、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成20年1月4日から平成20年1月31日まで）の終値の単純平均値865円（小数点以下四捨五入）に対して132.37%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成19年11月1日から平成20年1月31日まで）の終値の単純平均値926円（小数点以下四捨五入）に対して117.06%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

対象者は、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する本公開買付

けの価格その他の条件について、その公正性を担保するため、慎重な手続きを経る必要があると判断し、公開買付け及び対象者から独立した委員によって構成される独立評価委員会を設置し、本公開買付けの是非等について諮問することを決定致しました。対象者の取締役会は、当該独立評価委員会の委員を選定し、その後当該独立評価委員会から、諮問事項についての答申の提出を受けました。

また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるデロイトトーマツ FAS 株式会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）より株式価値算定報告書を取得しました。

そして、対象者は、これらの内容を踏まえて、平成 20 年 2 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、対象者の取締役会は本公開買付けに賛同する意見を表明し、また、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております（なお、対象者は、第三者算定機関からの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。

#### （4）利益相反を回避するための措置

当社と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。また、上記の対象者の取締役会の決議は、デロイトトーマツによる株式価値算定報告書に加えて、上記独立評価委員会の答申及びリーガルアドバイザーであるビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）の助言を参考に行われております。

なお、対象者監査役のうち、藤嶋稔及び吉田徳昭は、当社の従業員を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えております。加えて、同じく当社と対象者との間の利益相反を回避するため、対象者取締役会は、対象者の顧問であり、当社の取締役を兼務している和気安秋から、本公開買付けに関連していかなる意見を求めることも差し控えております。

#### （5）いわゆる二段階買取に関する事項

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。当社が対象者株式を買付けた場合において、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け終了後に、本株式交換により、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。なお、当社は、本株式交換について、会社法第 784 条第 1 項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、対象者における株主総会の決議を経ずに実施する可能性があります。

当社は、対象者の発行済株式の全てを取得する方法につき、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

本完全子会社化手続が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの株式又は金銭等の額を決定するに際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化手続に際して、対象者の株主が法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の 1 株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化手続により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願い致します。

なお、本公開買付けは、前述の手続きにおいて招集される可能性がある株主総会における対象者の株主の皆様の議決権の行使を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記(5)に記載される本完全子会社化手続により対象者が当社の完全子会社となることが予定されておりますので、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式はジャスダック証券取引所において取引することができなくなります。

(7) 上場廃止を目的とする理由

本公開買付けは、上場廃止自体を目的とするものではありませんが、収益の外部流出を回避しつつ、更なる経営資源を対象者に投入し、当社による対象者に対する連結経営の柔軟性及び効率性を追求するためには、対象者を当社の完全子会社とすることが必要であり、ひいてはそれが両社の株主の利益にも資するものと考え、対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものです。

(8) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	ニスカ株式会社	
② 事 業 内 容	OA機器、光学計測機器の製造及び販売	
③ 設 立 年 月 日	昭和 35 年 1 月 8 日	
④ 本 店 所 在 地	山梨県南巨摩郡増穂町小林 430 番地 1	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 守	
⑥ 資 本 金	2, 102, 430 千円	
⑦ 大株主及び持株比率	キャノンファインテック株式会社	51.00%
	株式会社山梨中央銀行	4.30%
	日本電産ロジステック株式会社	3.32%

	山田 衣子	2.93%
	ニスカP S会	2.85%
	ニスカ従業員持株会	2.57%
	ユービーエス エージー ロンドン アカウ アイピービーセグリゲイテッド クライアント アカウ (常代 シティバンク株式会社 証券業務部)	1.51%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.47%
	株式会社南日本銀行	1.11%
	有限会社ビー・ケー・ファイナンス	0.82%
	(平成19年6月30日現在)	
⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の約51.00%の株式 (5,236,000株) (平成19年6月30日現在) を保有してい ます。
	人的関係	当社の取締役の和気安秋は対象者の顧問を兼任しておりま す。なお、本公開買付けの成否にかかわらず、対象者は、 和気安秋を対象者の取締役に選任する議案を、平成20年3 月に開催する予定の対象者の定時株主総会に付議する予定 であり、和気安秋は平成20年3月に開催する予定の当社の 定時株主総会の終結の時をもって当社の取締役を任期満了 により退任する予定です。 また、対象者監査役の藤嶋稔及び吉田徳昭は、当社の従業 員を兼務しております。
	取引関係	当社は対象者より製品の仕入れを行っております。
	関連当事者へ の該当状況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いた しません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年2月4日(月曜日)から平成20年3月17日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき 2,010円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より株式価値算定書を平成20年1月31日に取得し、参考としております。野村證券は市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書においては、市場株価平均法では859円から931円、類似会社比較法では1,340円から1,460円及びDCF法では1,583円から2,038円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されております。なお、市場株価平均法に関しては、以下の各期間におけるジャスダック証券取引所における対象者株式の平均株価(普通取引終値)に基づき株式価値の算定がなされております。

株価採用期間		1株当たり株式価値
算定基準日終値	平成20年1月30日	863円
直近の重要事実公表日以降 3営業日平均	平成20年1月28日～1月30日	859円
直近1ヶ月平均	平成20年1月4日～1月30日	865円
直近3ヵ月平均	平成19年10月31日～平成20年1月30日	931円
算定結果		859円～931円

なお、上記直近の重要事実とは、平成20年1月25日に対象者より公表された「平成19年12月期決算短信」を指しております。

当社は、対象者から受領した中期事業目標をもとに、当社としてさらに検討を加えたものに対する野村証券による株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり2,010円と決定致しました。

なお、本公開買付けにおける買付け価格は、対象者の普通株式のジャスダック証券取引所における過去1ヶ月間（平成20年1月4日から平成20年1月31日まで）の終値の単純平均値865円（小数点以下四捨五入）に対して132.37%（小数点以下第三位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成19年11月1日から平成20年1月31日まで）の終値の単純平均値926円（小数点以下四捨五入）に対して117.06%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

## ② 算定の経緯

事務機周辺機器の市場環境は、事務機本体メーカーによる周辺機器の自主開発・生産の開始、事務機器の低価格化に伴う周辺機器の利益率の低下、POD機種への周辺機器開発・生産投資の巨額化などにより大きく変動しており、当社グループの収益の柱であります事務機周辺機器の将来は予断を許さないものとなっております。そこで、当社グループは、平成22年の目標達成に向け、事務機周辺機器事業の再構築を最大の課題とし、事務機事業の一層の拡大に向けて、より強固な事業基盤を確立するために、MF Pは当社に、事務機周辺機器は対象者にと、事業ドメインを明確にすることで、開発設計の強化と差別化製品の事業展開の加速化とを行うこととし、これにより、事務機周辺機器の業界No.1を目指してまいり所存です。このために、収益の外部流出を回避しつつ、更なる経営資源を対象者に投入し、連結経営の柔軟性及び効率性を追求するためにも、当社は、本公開買付けを通じて、対象者を完全子会社化することに決定致しました。

当社は、平成19年12月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての野村証券をフィナンシャル・アドバイザーとして起用して、本公開買付けに関する具体的な検討・交渉・協議を開始し、以下の経緯により本公開買付けにおける買付け価格を決定致しました。

### I 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける買付け価格を決定するに当たり、野村証券より株式価値算定書を平成20年1月31日に取得しております。

### II 当該意見の概要

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では859円から931円、類似会社比較法では1,340円から1,460円、DCF法では1,583円から2,038円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

### III 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、対象者から受領した中期事業目標をもとに、当社としてさらに検討を加えたものに対する野村証券による株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。

さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの成立の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成20年2月1日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける買付価格を1株当たり2,010円と決定致しました。

### IV 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

対象者は、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する本公開買付けの価格その他の条件について、その公正性を担保するため、慎重な手続きを経る必要があると判断し、当社及び対象者から独立した委員によって構成される独立評価委員会を設置し、本公開買付けの是非等について諮問することを決定致しました。対象者の取締役会は、当該独立評価委員会の委員を選定し、その後独立評価委員会から、諮問事項についての答申の提出を受けました。

また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるデロイトトーマツより株式価値算定報告書を取得しました。

そして、対象者は、これらの内容を踏まえて、平成20年2月1日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、対象者の取締役会は本公開買付けに賛同する意見を表明し、また、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

### V 利益相反を回避するための措置

当社と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。また、上記の対象者の取締役会の決議は、デロイトトーマツによる株式価値算定報告書に加えて、上記独立評価委員会の答申及びリーガルアドバイザーであるビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）の助言を参考に行われております。

なお、対象者監査役のうち、藤嶋稔及び吉田徳昭は、当社の従業員を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議および決議に対して意見を差し控えております。加えて、同じく当社と対象者との間の利益相反を回避するため、対象者取締役会は、対象者の顧問であり、当社の取締役を兼務している和気安秋から、本公開買付けに関連していかなる意見を求めることも差し控えております。

### ③ 算定機関との関係

野村証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
株券	5,022,000株	－株	－株
新株予約権証券	－株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株

株 券 等 預 託 証 券 ( )	—株	—株	—株
合 計	5,022,000株	—株	—株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）は、「株式に換算した買付予定数」に記載している通り対象者が平成19年9月25日に提出した第53期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式総数（10,267,000株）から公開買付者が保有する株式数（5,236,000株）及び対象者が保有する自己株式数（9,000株）を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人（後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。

(注3) 本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式9,000株（平成19年6月30日現在）については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	52,360個	(買付け等前における株券等所有割合 51.04%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,740個	(買付け等前における株券等所有割合 1.70%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	50,220個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	102,578個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（5,022,000株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等（対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、特別関係者の所有株券等（対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、二重に計算されないように、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年9月25日に提出した第53期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式総数（10,267,000株）から、同報告書に記載された平成19年6月30日現在において対象者が保有する自己株式数（9,000株）を控除した株式数に係る議決権の数（102,580個）を「対象者の総株主等の議決権の数」としております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 10,094百万円

(注) 「買付代金」には、買付予定数（5,022,000株）に1株当たりの買付価格（2,010円）を乗じた金額を記載しています。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

## ② 決済の開始日

平成20年3月25日(火曜日)

## ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

## ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

## ① 金融商品取引法(以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

## ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ及び第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

## ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成20年2月4日

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが平成20年12月期業績予想に与える影響については、確定後速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成20年1月25日に、ジャスダック証券取引所において平成19年12月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の個別損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況（個別）

決算年月	平成19年12月期 (第53期)
売上高(千円)	36,684,605
売上原価(千円)	32,496,389
販売費及び一般管理費(千円)	2,767,069
営業外収益(千円)	324,224
営業外費用(千円)	164,302
当期純利益（当期純損失）(千円)	855,486

② 1株当たりの状況（個別）

決算年月	平成19年12月期 (第53期)
1株当たり当期純損益（円）	83.40
1株当たり配当額（円）	20.00
1株当たり純資産額（円）	1,641.10

以 上

- ※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、ニスカ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。
- ※ 本プレスリリースは、当社によるニスカ株式会社に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず当社が作成する本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。
- ※ 本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ 国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。